

〈任意継続組合員制度〉

組合員資格は退職日の翌日に喪失しますが、一定の条件のもとで、退職後も継続して2年間を限度とし、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる健康保険制度です。

加入するかは任意です。加入後に自己都合により脱退を申し出ることができ、掛金を納めている場合は未経過月分を還付します。加入しない場合は、国民健康保険等何らかの健康保険制度に加入することになります。

●加入資格

- ・退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと
- ・退職日から起算して20日以内に加入申出をし、掛金を払い込むこと

■注意 任意継続組合員の資格を喪失されますと、新たに資格取得の条件を満たさないと、任意継続組合員にはなりません。

再就職し組合員になると任意継続の資格を喪失します。



(注意) 資格喪失後は、また新たに資格取得の条件を満たさない限り、任意継続組合員になることはできません。

●加入申出期限（令和3年度末退職の方）

- 第Ⅰ期 令和4年2月10日（再就職されない方、再任用（週23時間15分未満）を希望されている方）
- 第Ⅱ期 令和4年3月4日（健康保険制度のある再就職・再任用（フルタイム又は週23時間15分以上）を希望されている方）

■注意 任意継続組合員の加入申出をされても、再任用（週23時間15分以上）や再就職（健康保険制度有）が決定又はご家族の被扶養者になることができれば、加入申出を取り消すことができます。その場合は掛金を納入する必要はありません。

●被扶養者に関する手続

現職中から被扶養者に認定されている場合は、本人の任意継続加入に伴い、手続なしで任意継続被扶養者証が交付されます。ただし、被扶養者が就職等で認定要件を欠く場合は、認定取消しの手続をしていただくことになります。

●1か月の掛金（前納の場合、割引があります。）

- (1) 短期任意継続掛金 標準報酬月額^{*1}×84.2/1,000^{*2}（令和3年度の率）
例：410,000×84.2/1,000=34,522
- (2) 介護任意継続掛金^{*3} 標準報酬月額^{*1}×17.8/1,000^{*2}（令和3年度の率）
例：410,000×17.8/1,000=7,298

- ※1 下記①、②のうち、いずれか低い額
 - ①退職月の標準報酬月額
 - ②公立学校共済組合の全組合員の令和3年9月30日における平均標準報酬月額（令和3年度は410,000円^{*2}。）
- ※2 令和4年度短期任意継続掛金率、介護任意継続掛金率、平均標準報酬月額については、2月中旬に所属所へ通知します。
- ※3 40歳以上65歳未満の方のみ対象となります。
- ※4 当支部ホームページに「生涯生活設計講座」での説明動画を掲載していますので、ご覧ください。

